

**公益財団法人 大原記念労働科学研究所**  
**研究推進会議運営規程**

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人大原記念労働科学研究所（以下「この法人」という。）の定款第38条に基づき、この法人の研究推進会議（以下「会議」という。）に関する事項について規定し、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

第2条 会議は、この法人の研究機関としての事業遂行に資するために、以下の事項につき協議及び助言等を行うことを任務とする。

- (1) この法人の中期研究戦略
- (2) 産業界の研究ニーズ及び教育ニーズ
- (3) この法人における研究成果の事業化

(委 員)

第3条 会議の委員（以下、「委員」という。）は、有識者のうちから適任者を理事長が委嘱する。

- 2 委員は、20名以上30名以内とする。
- 3 委員のうちには、役員が2名を超えて含まれてはならない。
- 4 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 会議には、必要に応じ、この法人の職員の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明等を求めることができる。

(議事録)

第6条 会議の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(報告)

第7条 委員長は、審議の結果を一定の期間内に理事会に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して内容を説明しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、この法人の研究調査に当たる職員及び事務を処理する職員若干名をもって構成する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。
- 2 この規程は、公益財団法人労働科学研究所の設立の登記の日から施行する。